

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、社外取締役又は社外取締役候補者が、次の事項のいずれにも該当しないことをもって当該社外取締役又は社外取締役候補者は当社からの独立性を有すると判断しています。

1. 現在又は過去10年間に於いて当社の業務執行取締役、執行役員、使用人等（以下総称して「業務執行者」という）であった者
2. 現在又は過去3年間に於いて当社の総議決権数の10%以上を直接若しくは間接に有する者又は法人の業務執行者であった者
3. 現在又は過去3年間に於いて当社を主要な取引先とする者（注1）若しくはその業務執行者であった者
4. 現在又は過去3年間に於いて当社の主要な取引先である者（注2）若しくはその業務執行者であった者
5. 現在又は過去3年間に於いて当社の会計監査人若しくはその社員等であった者
6. 現在又は過去3年間に於いて当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等である者（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう。）
7. 現在又は過去3年間に於いて当社から年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者若しくはその業務執行者であった者
8. 配偶者又は二親等内の親族が、1.から7.に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注3）に限る
9. その他、1.から8.に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者

注1：直近事業年度において、当社が当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを行った取引先をいう

注2：直近事業年度において、当社に対し、当社の年間営業収益の2%以上の支払を行った取引先若しくは、直近事業年度末において、当社に対し、当社の総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。

注3：業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう